

広島県告示第七百三十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第六項の規定によって、次のとおり公聴会を開催する。

平成十九年七月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 日時

平成十九年七月三十一日 午後二時から

二 場所

三次市三良坂町灰塚三七―九 灰塚コミュニティセンター

三 案件

灰塚鳥獣保護区（三次市三良坂町地内の市道萩原線と市道長沢線との交点を起点として、同所から市道萩原線を東方に進み市道反谷線との交点に至り、同所から市道反谷線を北東方に進み市道萩原線との交点に至り、同所から市道萩原線を南方に進み市道湯谷線との交点に至り、同所から市道湯谷線を南方に進み林道湯谷大谷線との交点に至り、同所から同林道を北方に進み市道大谷川線との交点に至り、同所から同市道を南西方に進み市道湯谷線との交点に至り、同所から市道湯谷線を南東方に進み市道羽地中瀬線との交点に至り、同所から市道羽地中瀬線を南東方に進み県道三良坂総領線との交点に至り、同所から同県道を北東方に進み市道田総の里線との交点に至り、同所から同市道を南東方に進み市道御調谷羽地線との交点に至り、同所から同市道を南西方に進み市道室谷枯木線との交点に至り、同所から同市道を西方に進み市道室谷枯木線との交点に至り、同所から同市道を西方に進み市道倉谷線との交点に至り、同所から市道倉谷線を南西方に進み県道三良坂総領線との交点に至り、同所から同県道を南西方に進み里道との交点に至り、同所から同里道を南東方に進み千束池の堰堤の交点に至り、同所から同堰堤を南方に進み普通河川千束川に至り、同所から同普通河川を西方に進み県道梶田三良坂線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み市道矢田三田戸線との交点に至り、同所から同市道を南西方に進み県道三良坂総領線との交点に至り、同所から同県道を西方に進み林道棗原線との交点に至り、同所から同林道を北東方に進み市道暮石線との交点に至り、同所から同市道を北東方に進み市道萩原線との交点に至り、同所から市道萩原線を西方に進み灰塚ダムの洪水時汀線との交点に至り、同所から同汀線を南西方に進み市道長沢線との交点に至り、同所から同市道を北方に進み起点に至る線に囲まれた区域。面積四三八ヘクタール。存続期間十年間）の指定について